

第百二十号議案

江戸川区新川さくら館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区新川さくら館の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区新川さくら館の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区新川さくら館	名 称		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称		
	中央区日本橋人形町二丁目 二五番一三号	株式会社リンレイサービス 代表取締役 中上 孝文		令和五年四月一日から令和十 年三月三十一日まで

（説明）

令和五年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区新川さくら館の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。